



2026年7月24日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮澤 一洋
(コード番号 2428 東証スタンダード・札証)
問合せ先 取締役管理部長 東原 幸生
(TEL 011-350-7770)

実質創業30周年に伴う株主優待制度のポイント倍増に関するお知らせ

当社は、今般、1996年7月に新規事業開発会社として「ウェルネット株式会社」に社名を変更し再スタートした「実質創業」から、おかげさまで30周年を迎えました。

それを記念して、2026年6月末日基準日の株主様に対し「実質創業30周年株主優待」を、下記のとおり実施いたします。

記

1. 目的

「実質創業30周年」を記念し、当社の今後の成長戦略の一翼を担う電子マネー「支払秘書」サービスポイント倍増による株主優待の拡充。

2. 対象となる株主様

2026年6月末日基準日における当社株主名簿に記録された当社普通株式を100株以上保有する株主様

3. 優待内容

「支払秘書」サービスのポイントを、従来の株主優待の1,000ポイントに、実質創業30周年記念株主優待ポイント1,000ポイントを加え、合わせて2,000ポイントを進呈します。

4. 今後のスケジュール (予定)

対象の株主様に対し、今年9月上旬に、当社第44回定時株主総会招集ご通知に「株主優待のご案内」を同封して発送する予定です。

2026年6月期の株主優待に関する今後のスケジュールは以下を予定しております。

① 「支払秘書」のインストールとアカウント登録 (未登録の方)	現在も可能
② 「株主優待のご案内」の発送 ※株主総会招集ご通知に同封	2026年9月上旬
③ 「支払秘書」でのポイント受取用QRコード 読み取り	2026年9月上旬～2026年10月30日(金)
④ 株主優待ポイントの利用期限	QRコード読み取りから6ヶ月以内

※詳細は当社のWebサイト (<https://www.wellnet.co.jp/pages/shareholder-benefits.html>) 内で
順次ご案内してまいります。



5. 注意事項

- (1) 株主優待を受けるためには、スマートフォンにアプリケーション「支払秘書」をインストールし、アカウントを登録する必要があります。
- (2) スマートフォンがない、本人確認ができない等の理由により、「支払秘書」のアカウントが登録できない場合は株主優待を受けることはできませんが、ご家族・ご友人の方に株主優待の権利をお譲りすることは可能です。

6. お問い合わせ先

株主優待制度に関するお問い合わせ	Webサイト受付：「IR情報に関するお問い合わせ」 https://www.wellnet.co.jp/pages/contact.html 
「支払秘書」の利用方法（インストール、アカウント作成、ポイント登録等）に関するお問い合わせ	Webサイト受付：「支払秘書 お問い合わせフォーム」 https://wellnet.tayori.com/f/wallet 

※お電話での対応はいたしかねますので、ご了承ください。

以 上